

令和元年6月6日（1）

開議 10時00分

## ○議長 磯永優二君

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、13名であります。

これより、令和元年第2回豊前市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまから議事に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、先の議会運営委員会で協議のとおり、本日から6月21日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

続きまして、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、3番 秋成英人議員、11番 尾澤満治議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。

監査委員より、平成31年2月分から平成31年4月分までの出納例月検査の報告と、豊前市職員措置請求にかかる監査の結果が届いております。各報告書につきましては、事務局に保管をしておりますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

日程第4 議案の上程を行い、提案理由の説明を受けることにいたします。

今定例会には、市長から、議案12件、報告2件が提出されております。これらを一括上程し、議題といたします。

それでは、市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

## ○市長 後藤元秀君

皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和元年第2回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に御多用のなか御臨席を賜り、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案は、条例案件5件、専決処分案件4件、その他の案件2件、予算案件1件、報告案件2件の合計14件であります。

それでは、議案の順序により御説明申し上げます。

議案第21号は、豊前市税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、関係規定を整備するものであります。

議案第22号は、豊前市行政財産使用料条例等の一部改正、議案第23号は、豊前市総合福祉センター設置及び管理運営に関する条例等の一部改正、議案第24号は、豊前市道の駅 豊前おこしかけ 施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてであります。

消費税法及び地方税法の一部改正等に伴い、3議案あわせて29件の条例における使用料等について、関係規定を整備するものであります。

議案第25号は、豊前市森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法第241条の規定により基金を設置するものであります。

議案第26号は、豊前市税条例の一部改正に係る専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、緊急に豊前市税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第27号は、豊前市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分についてであります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、緊急に豊前市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第28号は、市道路線の認定についてであります。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第29号は、市道路線の廃止についてであります。

道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第30号は、令和元年度豊前市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の専決処分についてであります。

平成30年度末において、歳入が歳出に不足する見込みとなり、予算措置について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第31号は、令和元年度豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第1号の専決処分についてであります。

平成30年度末において、歳入が歳出に不足する見込みとなり、予算措置について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項

の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第32号は、令和元年度豊前市一般会計補正予算第1号についてであります。

今回の補正予算は、国・県補助事業にかかる経費、その他市政運営上、緊急に必要なとされる経費について、所要の措置をいたしたところであります。

その補正額は、4億6612万1千円で、補正後の予算総額は128億8852万1千円であります。

歳出の目的別補正の概要について、申し上げます。

2款総務費は、プレミアム付商品券事業に1億8858万9千円の増額補正であります。

6款農林水産業費は、2億7494万円の増額補正であります。

その主なものは、産地パワーアップ事業に2億4989万円、農村地域防災減災事業に1000万円、森林環境譲与税活用事業に570万円、ジビエ販売促進事業に365万円であります。

10款教育費は、259万2千円の増額補正であります。

その主なものは、小学校施設改修工事に341万4千円の補正であります。この補正予算の財源は、歳出補正に伴う国庫・県支出金等の特定財源をもって措置いたしたところであります。

報告第1号は、平成30年度豊前市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第213条の規定により、年度内にその支出を終わらない見込みのものについて、翌年度に繰越したので、同法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第2号は、平成30年度豊前市下水道事業会計、豊前市公共下水道事業でございます、予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越をしたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には慎重に御審議のうえ、速やかに御議決下さいますようお願い申し上げます。以上でございます。

### ○議長 磯永優二君

以上で議案の上程、並びに提案理由の説明を終わります。

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

なお、一般質問は、6月13日から17日までの3日間を予定しております。

なお、議案に対する質疑は、一般質問後に行います。

一般質問並びに議案に対する質疑のある方は、本日午後5時までに発言通告書の提出をお

願いたします。

なお、発言の順序は、通告書提出の順序といたしますが、議事運営上、変更いたすこともありますので、御了承ください。

それでは、本日は、これをもって散会いたします。

お疲れ様でした。

散会 10時11分